

## 平成 26 年度沖縄振興関連税制改正のポイント

### 1. 金融特区の抜本的見直し（産業集積経済金融活性化特区（仮称）の創設）

沖縄振興特措法を改正し、一地域を指定。現行の金融特区を抜本的に見直し、対象産業を金融に限定せずに多様化するとともに、地元の自主性を尊重して、広く企業や人を呼び込む枠組みを創設。

#### （1）権限移譲と対象産業設定の柔軟化

- 対象産業は、金融業務のみ（法定）とされていたが、知事が設定できることに（総理が認定）
- 対象事業者は、知事が認定できることに

#### （2）所得控除制度の抜本的見直し

- 専ら要件を廃止し、特区外での活動、対象産業以外の活動も可能に
- 人数要件を緩和（10人 ⇒ 特区内5人）
- 特区内での雇用を増加するほど税制メリットの大きくなる仕組み※に改組

※ 所得控除額 = 所得金額 × 40% × 特区内雇用者数 / 全雇用者数

#### （3）エンジェル税制の創設

- 所得控除の対象法人への出資をエンジェル税制（①寄附金控除、②他の株式等譲渡益からの控除及び③損失の3年繰越控除）の対象に（①と②は選択制）。

※ 寄附金控除の投資対象：設立後3年以内の企業 ⇒ 設立後10年以内の企業、赤字要件の撤廃など要件を大幅緩和

#### （4）投資促進税制の拡充

- 資産の価額要件を緩和（1,000万円超 ⇒ 100万円超）
- 特別償却の創設（税額控除（機械装置等15%・建物等8%）のみ ⇒ 特別償却（50%・25%）との選択）

## 2. その他の各地区制度

### (1) 対象事業の拡充

- 対象事業に、航空機整備業を追加 【国際物流拠点産業集積地域】
- 対象事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 【情報通信産業特別地区】

### (2) 投資促進税制の対象資産の拡充

- 施設の要件を緩和 【観光地形成促進地域】
  - ※ 施設の床面積等に係る要件を廃止
  - ※ 一般に開放されている宿泊施設に付属する温泉保養施設等を追加
- 製造業等について、開発研究用の器具備品を追加 【産業高度化・事業革新促進地域】
- 資産の価額要件を緩和【観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域】

### (3) その他

- 人数要件を緩和 情報通信産業特別地区 10人 ⇒ 5人  
国際物流拠点産業集積地域 20人 ⇒ 15人
- 国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業振興地域、情報通信産業特別地区について、地域・地区及び対象事業者の指定権限を県知事へ移譲。

## 3. 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長・拡充

- 軽減措置の適用対象に、沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機を追加（税率の軽減割合を1/4→1/2へ拡大）